

質問・回答一覧(受付順)

番号	資料名	ページ	項目	質問内容	回答												
1	募集要項	P18	評価事項	「売却益を市へ納入する場合…」とありますが、ご遺族の収骨後の残骨はご遺族が放棄されたものと考えます。したがって必然的に市の所有物となりますが、指定管理者は市の所有物を売却する事になります。この行為は法的には大丈夫でしょうか？ また、考え方の相違がございましたらご教示のほどお願いします。	お見込みのとおり、残骨灰及び残骨灰中の有価物の所有権は市に帰属します。市の見解として、残骨灰の処理方法の提案内容によりませんが、「指定管理者へ売却を含めた処理」が業務に含まれることとなり、売却益が市に帰属したまま指定管理者が売却することが可能と考えております。提案内容によっては、残骨灰の所有権を指定管理者へ移転させたのちに売却することも想定されますが、所有権を移転させることにより法的に問題は生じないと考えています。 なお、具体的な取扱い等については、次期指定管理者と締結する協定書の中で調整を行っていく予定としています。												
2	申請様式	5-2	提出方法	様式5-2役員名簿の提出等に係る同意書について 〆切日時まで短期間のため、全役員の押印を1枚にするのは、困難です。 1枚/1役員押印でも可として頂けないでしょうか。	認めます。												
3	業務仕様書	P22	10.自家用発電機保守点検業務	(新規点検業務)と記載がありますが、平成27年設置につき、新たに加わった業務ではない(消し忘れ)との理解でよろしいでしょうか。	失礼いたしました。新たに加わった業務ではありません。												
4	募集要項	P22	3.管理基準	年間12日以内であれば、市長の承認を得て、受付業務のみとすることができると思いますが、何日前までにどのような手続きが必要でしょうか。 また、過去実績をご教示下さいませでしょうか。	必要性が認められる場合に限られるため、明確に何日前というものの規定はございません。受付業務のみとする明確な理由がある場合に限り、その原因が発生次第担当課へ通知し、指示に従ってください。 なお、受付業務のみとしたものを例示します。 ・市行事 ・火葬炉の修繕 ・施設の修繕												
5	業務仕様書	P14	IV指定の取消	「市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事項により業務の継続が困難となった場合は、市は指定を取り消すことができる」との記載がありますが、想定される双方の責めに帰すことができない事項についてご教示下さい。	主に大規模災害(地震等)により斎場本体の機能を失い、業務の継続が困難になった場合を想定しています。												
6	募集要項	P4	4.管理基準(1)開場時間及び休場日	年間12日以内であれば、あらかじめ市長の承認を得て、受付業務のみとすることができます。とありますが、過去3ヶ年における活用実績(年度毎に具体的な日付)をお示しください。	実績は以下のとおりです。 4年度 13日(5/17、6/26、7/13、9/8、10/1、10/7、10/10、10/19、1/6、2/10、2/26、3/10、3/16) 3年度 12日(4/23、5/22、6/3、7/1、7/18、8/9、8/27、9/7、9/19、10/1、2/14、3/15) 2年度 8日(4/16、5/15、8/16、8/26、10/11、1/15、2/25、3/19)												
7	募集要項	P6	4. 管理の基準 (10)行政財産の目的外使用	「現在、清涼飲料水自動販売機1台を待合ホールに設置許可しています。」とありますが、年間の目的外使用料を税込み金額にてお示しください。	市歳入として以下のとおり収入しています。 4年度 28,931円 3年度 28,345円 2年度 28,761円												
8	募集要項	P6	4. 管理の基準 (10)行政財産の目的外使用	「現在、清涼飲料水自動販売機1台を待合ホールに設置許可しています。」とありますが、指定管理者の交替により撤去するとサービスの低下となる恐れがございますので、過去3ヶ年における売上実績および光熱費や経費などの支出実績をお示しください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売り上げ実績</th> <th>電気使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>436本</td> <td>14,311円</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>334本</td> <td>16,531円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>403本</td> <td>18,003円</td> </tr> </tbody> </table> となっております。なお、売上納付金及び電気使用料は設置業者から市へ納付されています。		売り上げ実績	電気使用料	4年度	436本	14,311円	3年度	334本	16,531円	2年度	403本	18,003円
	売り上げ実績	電気使用料															
4年度	436本	14,311円															
3年度	334本	16,531円															
2年度	403本	18,003円															
9	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	人件費が示されておりましたが、正規職員何名、臨時職員何名の総額かお示しください。	積算根拠に係るものであるため開示いたしません。												
10	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	消耗品費が計上されておりますが、過去3ヶ年分の内訳実績と必要な品目と年間使用量をお示しください。	指定管理料の支出裁量は指定管理者にあるため、総額の開示のみとなり詳細の開示はいたしません。昨年度の主な支出はテブラ、プリンターインクフィルム、白板マーカーとなっております。												
11	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	火葬用消耗品費が計上されておりますが、過去3ヶ年分の内訳実績と必要な品目と年間使用量をお示しください。	指定管理料の支出裁量は指定管理者にあるため、総額の開示のみとなり詳細の開示はいたしません。昨年度の主な支出は火葬に使用する五徳、耐火レンガとなっております。												
12	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	役務費が計上されておりますが、過去3ヶ年分の通信運搬費、手数料の内訳実績をそれぞれお示しください。	指定管理料の支出裁量は指定管理者にあるため、総額の開示のみとなり詳細の開示はいたしません。昨年度の主な支出はインターネット・電話代、振込手数料となっております。												
13	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	使用料及び賃借料が計上されておりますが、過去3ヶ年分の使用料と賃借料の内訳実績をそれぞれお示しください。	指定管理料の支出裁量は指定管理者にあるため、総額の開示のみとなり詳細の開示はいたしません。昨年度の主な支出は駐車料となっております。												
14	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	使用料・賃借料について、現指定管理者がリース契約をしている備品の品目及び数量をお示しください。	リース物品はコピー複合機となっております。												
15	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	NHK受信料は貴市によるものでしょうか。指定管理者によるものでしょうか。指定管理者による契約の場合においては、TVの設置台数および現在のNHK受信料の契約内容(地上/衛星)などの詳細および費用実績をお示しください。	NHK受信料は指定管理者負担となっております。市によるTVの現設置台数は0台です。指定管理者によるTVの設置(地上)が1台あります。費用実績は指定管理者の支出裁量のため本市から開示はいたしません。												
16	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	備品購入費について、過去3ヶ年分にどのような備品を購入したのか、内訳実績をお示しください。	備品購入費としての計上となっておりますが、正確には雑費が含まれており、指定管理者制度導入以後に指定管理者による備品購入実績及び導入物品はございません。不正確な表記があり申し訳ありません。雑費の費用実績は指定管理者の支出裁量のため本市から開示はいたしません。												

番号	資料名	ページ	項目	質問内容	回答															
17	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	印刷製本費が示されておりませんが、指定管理者で準備する印刷物はないということでしょうか。準備する印刷物がある場合は印刷物の名称および過去3ヶ年分の過去実績をお示しください。	現在は施設開設時に作成した案内パンフレットを継続して使用しているため、新たに作成するなど業務上必要がない場合は印刷製本費の計上は必要ないと判断しています。															
18	募集要項	P9	8. 管理運営に要する経費の取り扱い (2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	その他管理費(設備保守管理及び業務委託料等)が計上されておりますが、設備保守管理費および業務委託料の過去3ヶ年分の内訳実績を業務ごとにお示しください。	指定管理料の支出裁量は指定管理者にあるため、総額の開示のみとなり詳細の開示はいたしません。															
19	募集要項	P15	12. 応募書類の受付 (6) 応募にあたっての留意事項	「様式3-1から様式4-2は、社名やロゴマーク等の表記の他、入札参加者を特定できる表現はしないこと。」とあります。以下は「入札参加者を特定できる表現」と解釈しておりますが、貴市の見解をそれぞれお示しください。 ・「現在、川西市斎場の指定管理者である」という表現。またはそれを容易に推測できる表現。 ・「川西市斎場の火葬炉を設置したメーカー(またはその子会社等の関連企業)である」という表現。またはそれを容易に推測できる表現。	お見込みのとおりです。企業提案による公平な採点のため心理的アドバンテージを生むような表現は認めません。 ・「現在、川西市斎場の指定管理者である」という表現。またはそれを容易に推測できる表現。→認めません。 ・「川西市斎場の火葬炉を設置したメーカー(またはその子会社等の関連企業)である」という表現。またはそれを容易に推測できる表現。→管理運営上の明確な強みとなる場合は認めます。市の基本方針として、斎場の安定運営を主眼としています。															
20	募集要項	P15	13. 選定の方法及び基準 (1) 審査方法	審議会委員への不要な接触を防ぐため、審議会委員の構成及び人数を弁護士〇名、公認会計士〇名、市職員〇名のようにお示しください。	学識経験者3名、税理士1名、市職員1名 学識経験者は大学教員、研究所所員、中小企業診断士となります。															
21	募集要項	P16	13. 選定の方法及び基準 (1) 審査方法	「委員一人当たりの満点を500点とし、各委員の合計点で評価します。」とありますが、委員の総人数をお示しください。また、各委員が30点差をつけた項目があったとして、5名の審査員がいた場合には、150点差がつくという認識でよろしいでしょうか。	総選定委員は5名となります。 お見込みのとおりです。															
22	募集要項	P16	13. 選定の方法及び基準 (1) 審査方法	「売却益を市へ納入する場合は、売却見込み額(最低納入保証額)を提案金額へ反映し、価格点の評価を行います。」とありますが、売却見込み額は様式4-1および4-2の収入の部に記載し、指定管理料を減額して提案する(事業収支計画書の収入合計①は指定管理料+売却見込み額が指定管理料上限を超えない)という解釈で間違いはないでしょうか。 または、事業収支計画書には記載するものの、指定管理料を減額する必要はなく、指定管理料(仮に上限)と売却見込み額を収入の部の合計とするのでしょうか(この場合、収入合計①は指定管理料の上限を超える)。 またはそのどちらでもなく、様式3-7の(2)に提案事項として記載するのみで、事業収支計画書には記載しないとの解釈のいずれでしょうか。	売却に要する費用は委託料の積算に含まれています。そのため、上限額を超過することは認めません。また、提案内容に左右されますが、原則、残骨灰中の有価物は市に所有権が帰属しているため、売却を行う場合は指定管理者が有価物の売却までを含む業務を行うこととなります。売却益自体が市に帰属することから事業収支計画書に記載する収入にはあたらないと解釈しています。そのため、様式3-7の(2)に提案事項として記載するのみで収支計画書に記載する必要はありません。															
23	募集要項	P16	13. 選定の方法及び基準 (1) 審査方法	価格点について、少数点以下の数字の取り扱いの考え方をお示しください。 例)少数点第一位で四捨五入など。	得点の小数点第1位以下を切り捨てます。 ただし、合計得点が同点であった場合は価格点の小数点以下を参照します。															
24	募集要項	P24	参考資料4 残骨灰処理量	過去3年間に排出された、残骨灰の有価物である金、銀、プラチナ、パラジウムの年間排出量を項目毎お示しください。	現在は残骨灰の処分のみを行う形態であることから、市では残骨灰中の有価物の含有率等の数値を把握しておりません。															
25	募集要項	P24	参考資料4 斎場使用状況	人体の火葬件数(市内・市外)について、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬件数を年度毎に市内・市外に分けてお示しください。	以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>市内</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>43人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>78人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>14人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>161名</td> </tr> </table>		市内	市外	4年度	43人	15人	3年度	78人	9人	2年度	14人	2人		合計	161名
	市内	市外																		
4年度	43人	15人																		
3年度	78人	9人																		
2年度	14人	2人																		
	合計	161名																		
26	業務仕様書	P2	4. 施設の運営 (1) 休場日及び開場時間等	③ 業務時間にて施設の管理及び業務遂行上支障がない範囲で、担当業務従事者の勤務時間を変更することができる。とありますが、午後5時30分よりも前に帰宅した年間の日数および午後5時30分以降まで従事した日数を過去3ヶ年分お示しください。	17時30分を超えた日数 4年度 91日 3年度 69日 2年度 40日 ただし、新型コロナウイルスによる特別な対応を含むものであり、恒常的なものではありません。															
26	業務仕様書	P2	4. 施設の運営 (1) 休場日及び開場時間等	③ 業務時間にて施設の管理及び業務遂行上支障がない範囲で、担当業務従事者の勤務時間を変更することができる。とありますが、何時までいなければならないまたは最低何名は配置しなければならない等の基準はあるのでしょうか。	原則として、開場時間中(午前9時から午後5時30分まで)は職員の配置をしてください。また、開場時間中に統括責任者など責任者が不在となる時間が発生する勤務時間の変更は認めません。やむを得ない事情により募集要項P7「(18)その他」に規定のない代替責任者を配置する場合は事前に通知が必要です。人員の配置人数は募集要項P7「(18)その他」を熟読ください。															
27	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2) 職員の配置等	現在の勤務体制及び勤務ローテーションをお示しください。	勤務ローテーションは指定管理者の裁量によるものであるため開示いたしません。															

番号	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
28	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2)職員の配置等	・現在の一日の配置人員数をご教示願います。 例)1日の配置人員〇名、事務員〇名、炉前職員〇名、炉裏職員〇名、清掃員〇名…	火葬業務員2～4人、事務員1～2人
29	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2)職員の配置等	火葬予約が0件の際の1日の配置人数をお示ください。	概ね、火葬業務員2人、事務員1人
30	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2)職員の配置等	1日の火葬タイムスケジュールを教えてください。	9時開場(窓口開始) 10時～火葬開始(予約可能時間、10時、11時、12時、13時、14時、15時) 15時最終火葬 17時最終収骨 17時30分(閉館)
31	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2)職員の配置等	「一日当たりの火葬件数の最大は7件」とありますが、火葬予約枠の詳細をお示ください。また、予約枠ごとの火葬件数の実績を過去3ヶ年分お示ください。	時間帯の予約可能件数…10時(1件)、11時(2件)、12時(2件)、13時(2件)、14時(2件)、15時(1件) 予約枠毎の、火葬件数等は集計していませんが、大まかに10時(7%)、11時(26%)、12時(30%)、13時(24%)、14時(8%)15時(5%)の比率で受付しています。 年間の火葬件数は参考資料4のとおり。
32	業務仕様書	P3	4. 施設の運営 (2)職員の配置等	予約枠時間ごとの件数がわかるもの、また火葬炉ごとの使用回数のわかるものを過去3ヶ年分お示ください。	火葬炉毎の火葬件数等は集計していません。 年間の火葬件数は参考資料4のとおり。
33	申請様式	4-2	事業収支計画書(年度別)	年度別の燃料費および光熱水費の指定額は、募集要項P16に記載の「各年度精算対象経費」に示された年度別の金額を計上するという認識で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。